

答弁書第一五九号

内閣参質一七一第一五九号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出食品のカロリー表示の義務化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出食品のカロリー表示の義務化に関する質問に対する答弁書

お尋ねの熱量表示については、食品には多種多様なものがあり、熱量計算が容易でないものや調理等により熱量が変化するもの等、表示になじみにくいものがあること等から、健康増進法（平成十四年法律第三百三十一号）第三十一条第一項において任意表示としているところであり、一律に義務的なものとするには適さないものであると考えている。

なお、政府としては、メタボリックシンドローム対策を進める上では、単に摂取する熱量を制限するのではなく、運動習慣の定着を図るとともに、一日の生活において栄養バランスがとれた食事を規則的に摂るといった健全な食生活を実践することが重要であると考え、特定保健指導を始めとする対策を推進しているところである。

